

令和元年5月28日現在

機関番号：12601

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K12938

研究課題名（和文）情報化時代における新たな史料学構築の可能性：『唐六典』を例として

研究課題名（英文）Possibility of the new textual studies in digital age

研究代表者

小島 浩之（KOJIMA, Hiroyuki）

東京大学・大学院経済学研究科（経済学部）・講師

研究者番号：70334224

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、主として『唐六典』を採り上げ、既存文献や新出資料（アナログ）と電子史料（デジタル）との相互関係を徹底検討し、テキストの再校訂や訳註といった伝統的な研究方法による史料批判を行った。この結果、20世紀の学術環境の中で作られた校訂活字本や、それに基づくテキストデータは盲信できないこと、『唐六典』が内包する矛盾や他史料との相違は、従来から言われる編纂の粗漏というより、むしろ編纂者が編纂方針に真摯に向き合った結果であったと考えられることなどが明らかとなった。併せて、電子史料の特質や、学術研究に有益なデジタルアーカイブの諸要件について考察を進め、結果を実際のデジタルアーカイブ作成に活用した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、史料学や書誌学といった伝統的なモノ研究の手法を、アナログ資料だけでなく、デジタル資料にまで広げて体系化を試みると同時に、これを『唐六典』などの実際の史料を利用して実証的に説明した点にある。また社会的意義は、本研究で得られた成果に基づき、実際に『皇明條法事類纂』デジタルアーカイブの構築・発信に寄与できた点である。

研究成果の概要（英文）：This study was a source criticism of the book, Tang Liu Dian (唐六典), using traditional research methods such as a second emendation and annotated translation through a comparative investigation of the analog and digital documents.

The following result was obtained in this study: It is dubious to blindly use textual data from documents that have been emended and published in the academic environment of the 20th century, regardless of context. In Tang Liu Dian, the reason for contradiction in itself or differences in the content as compared to other documents, does not seem to be owing to the omission of editing, but rather the result of editors' adherence to the compilation policy.

After considering the essential qualities of digital documents, and the requirements of useful digital archives in academic research, we used the results of its study to create digital archives.

研究分野：東洋史学

キーワード：文献学 電子資料 律令制 初学記 史料批判 法制史 官僚制 唐六典

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

歴史研究に利用される文献(テキスト)の通行本は時代により変化しており、特に20世紀以降の変化は急激である。たとえば中国正史の標準テキストは、百衲本や和刻本から中華書局の点校本二十四史へと遷り、現在では、各種データベースで検索可能な電子テキストで事足りりとする研究者も増えている。古典全般についても、善本の集成たる四部叢刊は、中華書局や上海古籍出版社から戦後、陸続と出版される校訂活字本に通行本の座を譲り、近年ではそれを凌ぐ規模のテキストデータが氾濫している。つまり、この1世紀あまりの間に、歴史研究で使われるテキストは、善本の影印から校訂活字本へ、さらにはインターネットの進展に伴い電子テキストへと変化してきている。

他方、インターネットはテキストの研究に二つの変革をもたらした。一つは図書館等の目録データが電子化され、誰もが容易に古典文献の所在を知ることができるようになった点である。従来は見見過ごされていた史料が再発見され、新出資料として活用されることが珍しくなくなった。二つ目は、古典籍の電子画像の公開が盛んに行われ、原本の閲覧が、インターネットを介して全ての研究者に開かれつつあるということである。換言すれば、歴史研究者は、「見られなかった」、「存在が確認できなかった」という言い訳が許されなくなりつつある。

このように、現在のテキスト研究においては、版本・抄本などの原史料と、校訂活字本の関係に加え、これらと電子化されたテキストデータの相互関係、さらには、電子テキストや電子画像そのものの素性の問題が複雑に絡み合っているにもかかわらず、それぞれの長所短所および関係性を整理し、しかるべく史料批判を行なうという事はあまり意識されてこなかった。このため、既存文献と電子史料の融合を図るためのパイロットケースとしての実証研究が必要であると判断された。

2. 研究の目的

本研究の目的は、歴史研究において一定の評価が定まり原典として活用され、かつ校訂活字本が通行本となっている歴史文献について、新出資料や電子史料(データベース、テキスト・画像データ等)等を活用し、書誌学の研究対象範囲を校訂本や電子史料に広げて、テキストの系統を多面的に考察し、情報化時代に即した史料批判(テキストクリティック)のモデル化を行い、新たなる東アジア史料学の構築を目指すことにある。

3. 研究の方法

伝統中国学においては、書物に関する総合的学問としての「文献学」の発展をみた。文献学は目録学・版本学・校讎学・輯佚学・考証学などに細分されるが、本研究で特に重視するのは、版本学・校讎学・考証学の三つである。校訂活字本や電子史料は、何らかの形で旧来の刊本や抄本に基づいているので、その系譜を明示するためには、版本学の考え方が必要である。一方、諸版本・校訂本・新出資料・電子史料など様々なテキストから研究利用に堪えうるテキストを確定するには、校讎学や考証学の方法論を応用することが不可欠となる。

しかし、電子史料を紙媒体の史料と同一俎上で、版本学・校讎学・考証学の材料として正面から取り扱った研究は皆無である。多くの研究者は、紙か電子のいずれか一方に使用が偏るか、もしくは紙を基本として電子史料を工具書の代わりとして使う形をとる。そこで、本研究では主として『唐六典』を採り上げて、版本・校訂本と新出資料や電子史料との相互関係を徹底検討し、テキストの再校訂、訳註といった伝統的な文献学の手法による厳密な史料批判研究を行うとともに、電子史料や電子版本の特質を考察する。ここで『唐六典』を採り上げるのは、『唐六典』が中国史において唐代以前の政治・制度の典拠史料となっていることに加え、『唐六典』は諸版本・校訂本・新出資料・電子史料の様々なテキストが比較的揃っているからである。

『唐六典』は唐の制度全体を概観する史料であるとともに、歴代の沿革を詳細に記している。このため内容の読解の正確を期するために、時代的には魏晋南北朝時代から宋代、地域的には日本、中国、東南アジアの研究者に協力を求め、期間中、ほぼ2ヶ月に1度の割合で研究集會を開催して、『唐六典』を巻1の冒頭から精読した。この際に、内容の理解だけでなく、『唐六典』が編纂時に依拠したと考えられる典拠を探ることに力を入れた。また、新出資料や電子史料を存分に活用してテキストの校訂を行った。

4. 研究成果

『唐六典』の精読の成果の一部を『東アジア古文書学の構築：現状と課題』(東京大学経済学部資料室, 2018年)、『『唐六典』巻一「三師・三公・尚書都省」訳註稿』(東京大学経済学部資料室, 2019年)として公刊した。

その結果、『唐六典』の編纂に関して以下のような特徴を見出すことができた。

『唐六典』の各巻は、官職名と定員・品階を列挙した部分、各官それぞれの沿革を注記した部分(沿革注)、各官の概略と職掌に関連する当代の行政法規を採録し典章制度をのべた部分から構成されているとされている。は、唐令でいえば職員令に規定される定員と、官品令に規定される品階を組み合わせたものと考えられる。の官府や官職の沿革に関しては、原則として部分に続けて注で記される。またの職掌説明は原則として職員令の内容に依拠しつつ、注文や場合によっては本文で続けて、該当官職の職務に関する詳細が記述される。この

際にもっぱら関連の律令格式や制勅等の原文や節略文が引用される。このため『唐六典』は唐代法典の取意文と目されてきた。

ところで、こういった『唐六典』の構成はいつ確定したのであろうか。『唐六典』の編纂は開元十年(722)に玄宗が、麗正書院(後の集賢院)に編纂を命じたことに始まる。この時、玄宗は白麻紙に「理(治)典・教典・礼典・政典・刑典・事典」と手ずから書き、『周礼』の六典にならって唐の諸制度を六部門に整理・分類して集成するように指示している。ところが、現実の法や制度を『周礼』のような古典的典制に再分類することは事実上不可能で、その編纂はまもなく行き詰まる。停滞していた『唐六典』の編纂が一気に動き出すのは、韋述・母嬰・余欽・咸廩業・孫季良らが編纂に参画してからである。韋述らが掲げた『唐六典』の新たな編纂方針は、「令式を以て六司に入れ、周礼六官の制を象り、その沿革は並びに注に入れ」というものであった。当初の構想では、唐の制度全体を古典に基づいた六つの主題で分類配列しようとしていたのに対して、韋述らは、全体の構成を見直して、現実の官制を基軸に関係法令類を適宜入れ込むものに変更したのである。従来、この点は実証的に検討されていなかったが、巻1左右司郎中職掌条に掲載されている文書処理に関する法令を分析することで、「令式を以て六司に入れ」という第一の編纂方針の一端を明らかにすることができた。

巻1では、尚書都省の職務内容を文書処理に特化した上で、関係法令の羅列に努めているので、そこに掲出される法令類は尚書都省で実際に行用されていたものだということがわかる。このため、もし『唐六典』全体が「引用法令は当該官庁で用いられていたもの」という意識で貫徹されているとするならば、これまで指摘されてきたような『唐六典』各巻相互における内容の重複や矛盾については、各官府で常用される法令類には運用レベルでの異同があって当然であると考えらることで、何の矛盾もなくなるのである。

続いて、編集方針の二である「周礼六官の制を象」については、従来から形式面での調整、すなわち書式や文体などの形式的な部分で『周礼』に近づける努力が払われたことだと指摘されてきた。しかしそれだけでなく、沿革注の王朝配列が北朝正統論をとっており、『唐六典』に周からの流れの系譜に加えて、北周の周礼主義の観点から制度を評価し、とりまとめようとする側面があることに着目すべきである。第二の編纂方針には、『周礼』官制からの沿革を記述することで当初の編纂方針との形式的な整合性をはかれるだけでなく、北周からの連続性を明示することで唐王朝の正統性を示す意図があったということができよう。

編集方針の第三「その沿革は並びに注に入れ」という点は、上述のような『周礼』や北周からの連続性を説明する必要上、欠くことができなかった。これに関連して、編集方針変更時の編纂関係者のうち、張説・徐堅・韋述・余欽・孫季良の5名が『初学記』の編纂にも参与していることは非常に興味深い。『唐六典』に先行して編纂された類書の『初学記』には、関連事項を事物の経緯に沿って一篇の文章として書き起こす叙事という項目がある。つまり『初学記』の編纂者たちには、事物の沿革を王朝順に説くという経験の蓄積が既にあり、これが『唐六典』の沿革注の執筆に活かされたと考えて、何の不思議もない。

実際に『初学記』職官部の項目と対応する『唐六典』の三師・三公、尚書都省、尚書吏部、門下省、中書省、秘書省、九寺、御史台について、両者の記述を比較すると、王朝の配列順序、煬帝期や則天武后期の官名変遷の扱いなどの形式が一致し、全体の構成、個々の文章の構文や表現、引用書に一致や類似が多く見られることがわかった。おそらく『初学記』の叙述を基本として、『初学記』編纂時に作成された原稿類や手控え、さらには根拠として使用した各種資料が『唐六典』の編纂に再利用されたと考えられる。このように『初学記』編纂における知見を『唐六典』の編纂に活かすことができたからこそ、方針の変更によりそれまで難渋していた編纂が進行することになったのだと考えられる。

このように見てみると、『唐六典』は「令式を以て六司に入れ、周礼六官の制を象り、その沿革は並びに注に入れ」という編纂方針に意外と忠実であり、『唐六典』が内包する矛盾や他史料との相違は、『唐六典』の編纂が粗漏であったというより、むしろ韋述らがこの編纂方針に真摯に向き合い、現実の法令・制度を余計な調整をせずに入れ込んだ結果だと考えられる。このため、他の史料類と『唐六典』の記載に矛盾や相違があるような場合でも、『唐六典』の記述は建前(理想)だとは言いきれず、『唐六典』所引の史料が、どの官府の項目にどういう意図で引用されているかを注意深く観察し吟味した上で、比較検討する必要がある。

訳註稿の作成においては、底本に陳仲夫点校『唐六典』(中華書局、1992年)を用い、南宋本(『宋本大唐六典』中華書局、1991年影印本)、明・正徳本、明・嘉靖本、近衛本(広池学園事業部、1973年影印本)、文淵閣四庫全書本などの諸本を参照の上で校訂を加え、適宜句読も改めた。これら『唐六典』の諸本や関連史料の諸本の閲覧に関しては、東京大学東洋文化研究所、宮内庁書陵部などから公開されている善本のデジタルアーカイブに負うところが大きかった。テキスト比較の結果、点校本は宋本(宋本の欠ける部分は正徳本)を底本としたことになっているが、実際にはこれらの版本の記述と異なる箇所があることが確認された。以下、具体的に述べる。

太尉条では『春秋合誠圖』を引いて「鳳凰授圖」とするが、宋本は多少不鮮明であるものの「鳳皇授圖」と読み、正徳本・嘉靖本のほか『太平御覧』・『藝文類聚』など他史料も全て「鳳皇授圖」に作っている。また、司空条の「案、空穴也」の「案」は「按」、尚書令条に引く『漢官儀』中「皆迴車預避」の「預」は「豫」、左右司郎中条の「唯司勳・司門依舊」の「唯」は「惟」、左右司郎中条の「皆避車執板往揖」の「板」は「版」がそれぞれ正しい。「按」や「惟」は他の

箇所でも、それぞれ「案」、「唯」に置き換えられている。これらには校注も附されていないので、点校本の誤りとせざるを得ない。中には字が置き換えられていても意味の通るものがあるものの、俗字というわけでもないのではやはり勝手な置き換えは慎むべきであろう。点校本の凡例によれば、完全な誤り以外で文字を置き換えた場合は校注を付するのが原則になっているので、上記は全て原則を逸脱していると言わざるを得ない。

甚だしい誤りとしては次のようなものがある。尚書令条「魏・晉・宋已來、左右丞銅印・墨綬」とあるのは「黄綬」が正しく、尚書左右丞条の「掌領廩假錢穀」の「領」は衍字で正しくは「掌廩假錢穀」となっている。いずれも宋版、明版はもちろんのこと、点校本が高く評価する近衛本も「黄綬」であり、「掌廩假錢穀」であるのだから転記ミス、校正ミスというほかない。

異体字処理については、活字の時代であるため致し方ない部分もあるが、凡例に統一方針が明示されておらず、「糧→糧」、「總→總」、「群→羣」のように正字形に統一してあるものも多いが、「為」のようにそうではないものもあり混乱している。

『唐六典』の点校本は佳作の誉れ高く、安心して使用できる通行本とされていた。にもかかわらず、巻1を見ただけでこのような状況なのである。もちろん、現在のように電子的に善本が自由に閲覧できる環境では無い中での校訂作業は、想像する以上に困難を極めたことであろうから、そこでなされた先学の学術的営為には大いに敬意を払いたい。しかし、史料にアクセスできる環境が変わった今、20世紀の学術環境の中で作られた点校本やそこから作られたテキストデータが盲信できないことは、上記のテキスト比較からも明らかであろう。

こういった諸版本・点校本・新出資料・電子史料の相互をめぐる諸問題については、東京大学総合図書館所蔵『皇明條法事類纂』のデジタルアーカイブの公開に、『唐六典』の分析で得られた知見を十二分に活用することができた。

このほか、本研究での成果を関係する研究者間で共有し、意見公開した上でより精緻なものとするを目的として、2015年11月には、富山大学人文学部東洋史研究室との共催で、シンポジウム「分裂する中国—二つの南北朝—」を、2016年11月には、富山大学人文学部および科研費15K02890と共催でシンポジウム「中国専制国家と官僚制：『唐六典』的世界の形成と変容」開催した。また、研究成果の社会貢献として、図書館や研究者の情報発信に寄与すべく2018年7月21日には公開シンポジウム「教育・研究資源としてのデジタルアーカイブ：その管理・活用・保存」を漢字文献情報処理研究会および東京大学経済学部資料室などとの共催により東京大学において開催した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計26件)

小島浩之、『皇明條法事類纂』電子化筈記：文献学・資料学とデジタルアーカイブズのはざま、漢字文献情報処理研究、査読有、18号、2018、18-28

小島浩之、中国の文書とその料紙、歴史と地理、査読無、719(世界史の研究257)号、2018、28-35

中村正人、『贖罪処底稿』に関する基本情報の紹介、法史学研究会会報、査読無、21号、2018、226-234

中村正人、清代贖刑制度に関する初歩的考察：捐贖・納贖に焦点を当てて、金沢法学、査読無、59巻2号、2017、299-329

<http://hdl.handle.net/2297/46915>

中村正人、清代初期過失殺補論、金沢法学、査読無、58巻2号、2016、9-43

<http://hdl.handle.net/2297/44835>

〔学会発表〕(計29件)

小島浩之、『唐六典』の編纂と正統観、唐代史研究会、2018

小島浩之、史料批判とデジタルアーカイブ：『大唐六典』と『皇明條法事類纂』を例として、シンポジウム「教育・研究資源としてのデジタルアーカイブ：その管理・活用・保存」、2018

小島浩之、唐代公文書体系試論、第50回日本古文書学会大会、2017

小島浩之、唐代公文書の種類と様式：唐代公文書体系の考察、中国中世研究者フォーラム、2017

小島浩之、テキスト・クリティークにおけるデジタル情報の活用、漢字文献情報処理研究会第19回大会、2016

中村正人、清代捐贖制度雑考、東洋法制史研究会、2016

丸橋充拓、八～十三世紀の東部ユーラシアと第二次南北朝論、共同シンポジウム「分裂する中国：二つの南北朝」、2015

〔図書〕(計11件)

小島浩之、徳永洋介、小林晃、矢野正隆、東京大学経済学部資料室、『唐六典』巻一「三師・三公・尚書都省」訳註稿、2019、76

丸橋充拓、西北大学出版社、唐代軍事財政与礼制、2018、362

小島浩之、本多俊彦、森脇優紀、橋本雄、高島晶彦、河上繁樹、藤田励夫、矢野正隆、東京大学経済学部資料室、東アジア古文書学の構築：現状と課題、2018、120(1-24, 37-62, 107-120)

〔その他〕

ホームページ等

『皇明條法事類纂』デジタルアーカイブの公開によせて

<https://iif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/koumin/page/about>

東京大学総合図書館所蔵皇明條法事類纂デジタルアーカイブ

<https://iif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/koumin/page/home>

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：中村 正人

ローマ字氏名：(NAKAMURA, masato)

所属研究機関名：金沢大学

部局名：法学系

職名：教授

研究者番号 (8 桁) : 60237427

研究分担者氏名：徳永 洋介

ローマ字氏名：(TOKUNAGA, yosuke)

所属研究機関名：富山大学

部局名：人文学部

職名：教授

研究者番号 (8 桁) : 10293276

研究分担者氏名：丸橋 充拓

ローマ字氏名：(MARUHASHI, mitsuhiro)

所属研究機関名：島根大学

部局名：法文学部

職名：教授

研究者番号 (8 桁) : 10325029

(2)研究協力者

研究協力者氏名：窪添 慶文

ローマ字氏名：(KUBOZOE, yoshifumi)

研究協力者氏名：徳岡 仁

ローマ字氏名：(TOKUOKA, hitoshi)

研究協力者氏名：矢野 正隆

ローマ字氏名：(YANO, masataka)

研究協力者氏名：会田 大輔

ローマ字氏名：(AIDA, daisuke)

研究協力者氏名：戸川 貴行

ローマ字氏名：(TOGAWA, takayuki)

研究協力者氏名：小林 晃

ローマ字氏名：(KOBAYASHI, akira)

研究協力者氏名：永井 瑞枝

ローマ字氏名：(NAGAI, mizue)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。